

令和4年度  
山形地方最低賃金審議会  
[第3回]

議 事 録

令和4年8月10日(水)  
於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和4年8月10日(水)  
10時～10時40分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員15名)

(公益委員)  
押野 正徳 委員  
コーエンズ 久美子 委員  
本間 佳子 委員  
丸山 政己 委員  
村山 永 委員

(労側委員)  
大類 亜季 委員  
小川 修平 委員  
柿崎 隆英 委員  
長瀬 久子 委員  
長谷部 泰晴 委員

(使側委員)  
岩田 雅史 委員  
太田 宏明 委員  
大沼 拓雄 委員  
鈴木 仁 委員  
丹 哲人 委員

(山形労働局) 局 長 小森 則行

(事務局) 労働基準部長 横田 秀樹  
賃金室長 高橋 利明  
賃金指導官 小林 美里  
賃金係長 牧野 朋子

4 議 事

- (1) 山形県最低賃金の改正決定について(答申)
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性について

5 その他

6 閉 会

## 令和4年度第3回山形地方最低賃金審議会 議事録

令和4年8月10日（水）

### 会 長

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。ただ今から、令和4年度第3回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。初めに、本日の出席者、会議の公開の関係、その他、審議の前に事務局から報告すべき事項がありましたらまずお願いいたします。

### 賃金室長

本日は委員全員の出席がございましたので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の審議会は公開となっております。傍聴席の方に5名の方がいらっしゃいます。それから報道機関数社から取材の申込みがありました。なお、カメラ撮影については、頭撮りと答申文・諮問文の受け渡しの場면을許可しておりますので、併せてご報告いたします。次に、6月27日に連合山形から労働局長あてに最低賃金の引上げを求める要請署名の提出があったところがございますが、先日追加で108筆の提出がございました。追加分を合わせますと40,476筆となります。次に、7月29日に山形県労連、山形県国民春闘共闘委員会、山形県医労連から審議会会長及び労働局長あてに、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げ中小企業支援の抜本拡充を求める請願署名の提出があったところがございますが、昨日追加で1,722筆の提出がございました。追加分を合わせますと4,810筆となります。報告は以上です。

### 会 長

それでは、これから審議に入りますので、報道機関の方、カメラ撮りは一旦ここまでとしてご着席をお願いいたします。なお、答申文・諮問文の受け渡しの場面の撮影につきましては、そのタイミングでまた時間を取りますのでその際の指示に従ってください。それではまず、議事の（1）山形県最低賃金の改正決定についてであります。山形県最低賃金専門部会の審議結果について、コーエンズ部会長から報告をお願いいたします。事務局は各委員に部会報告の写しを配付してください。

### 部 会 長

それでは、報告させていただきます。山形地方最低賃金審議会会長村山永殿、山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会部会長コーエンズ久美子。山形県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和4年6月28日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について答申の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の山形県最低賃金時間額793円は、令和2年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。なお、本部会として、山形県の中小企業・小規模事業者の置かれた厳しい状況を踏まえ、政府に対して、業務改善助成金について、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層実効性ある支援の拡充、とりわけ本県を含むDランク県における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望することについて、山形地方最低賃金審議会の答申における付帯決議とすることを要望する。おって、本件

の審議に当たった専門部会の委員は別紙3のとおりである。別紙1をご覧ください。山形県最低賃金。1適用する地域、山形県の区域。2適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間854円。5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日、令和4年10月6日。別紙2をご覧ください。山形県最低賃金と生活保護との比較について。1地域別最低賃金。件名、山形県最低賃金。最低賃金額、時間額793円。発効日、令和2年10月3日。2生活保護水準。比較対象者、18歳から19歳・単身世帯者。対象年度、令和2年度。生活保護水準令和2年度、生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額94,786円。3生活保護に係る施策との整合性について。上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。以上でございます。

会 長

ただ今の報告につきまして、これから、各委員からご意見を伺った上で採決という進行になります。引き続きこのまま公開の形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）それでは、そのように進行いたします。ただ今報告がありましたとおり、専門部会においては32円引き上げて854円とする結論に至ったということでもあります。また、政府に対する要望事項を付け加える形で、この本審議会においてその要望事項も含めて決議を頂きたいということになっております。これらにつきまして、各側委員からご意見があればお聞きしたいと思います。まず、労側いかがでしょうか。

小川委員

特にありません。

会 長

使側いかがでしょうか。

丹 委 員

特にありません。

会 長

公益委員でご意見ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、部会報告についての採決に移ります。山形県最低賃金の改正について、当審議会として部会報告のとおり、時間額を32円引き上げて854円とすることで答申したいと思っております。また、この答申に先ほどありました政府に対する要望事項を付け加え、それも併せての答申とするということ考えております。これについて賛成の委員の挙手を求めます。労働者側委員5名、公益委員4名、合計9名の賛成ですね。では、続いて反対の委員の挙手をお願いいたします。使用者側委員5名の反対ということですね。ただいまの採決の結果、会長を除き、賛成の委員9名、反対の委員5名となりましたので、過半数の賛成を得たということで山形県最低賃金の改正について部会報告のとおり答申することに決定いたしました。それでは答申文を作成いただくこととなりますが、事務局どれくらい時間を見ればよろしいですか。

賃金室長

5分程度お待ちいただければと思います。

会 長

ではその程度の時間を休憩といたします。

( 休 憩 )

会 長

ここから審議を再開いたします。答申文の内容をご確認いただきたいと思いますので、事務局から答申文案を読み上げていただきます。

賃金室長

それでは答申文案を読み上げさせていただきます。令和4年8月10日、山形労働局長小森則行殿、山形地方最低賃金審議会会長村山永。山形県最低賃金の改正決定について答申。当審議会は、令和4年6月28日付け山形労発基0628第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について答申の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の山形県最低賃金時間額793円は、令和2年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。なお、本審議会としては、山形県の中小企業・小規模事業者の置かれた厳しい状況を踏まえ、政府に対して、業務改善助成金について、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層実効性ある支援の拡充、とりわけ本県を含むDランク県における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。別紙1、山形県最低賃金を次のとおり改正決定すること。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間854円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、令和4年10月6日。別紙2、山形県最低賃金と生活保護との比較について。1 地域別最低賃金。件名、山形県最低賃金。最低賃金額、時間額793円。発効日、令和2年10月3日。2 生活保護水準。比較対象者、18歳から19歳・単身世帯者。対象年度、令和2年度。生活保護水準、令和2年度。生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額94,786円。3 生活保護に係る施策との整合性について。上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。以上でございます。

会 長

それでは、ただ今読み上げられました答申文案、この内容で答申をしたいと考えますが、皆様いかがでしょうか。異議ございませんか。(「異議なし」の声) それではこの内容で山形労働局長に答申することといたします。報道機関の皆様には、答申文の受け渡しの場面の撮影を許可いたします。答申いたします。

労働局長

ありがとうございます。

会 長

それでは、山形労働局長からご挨拶をいただきます。

労働局長

ただ今、村山会長から山形県最低賃金の改正決定について答申を頂きました。誠にありがとうございます。6月28日に諮問を行い、ご審議をお願いいたしましたが、審議会におかれては、県民からの注目も高い中、地域の実情や労使の動向なども踏まえ、慎重な審議を尽くした上、答申を頂いたことに対し、心から深く感謝を申し上げます。特に、専門部会の委員の皆様には、ご多忙の中、それぞれのお立場での実情や思いを抱えながら6回に及ぶ真摯な審議を頂きましたことを、重ねて感謝を申し上げます。今後、本日の答申を尊重いたしまして、改正発効に向けての進めを進めてまいりたいと考えております。また、改正後の最低賃金の周知広報及びその遵守の徹底、並びに業務改善助成金を始めとした中小企業・小規模事業場への支援につきましても、最大限取り組んでまいりたいと考えております。皆様のご尽力に改めて心から感謝を申し上げまして、答申に対するお礼とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。それでは、答申後の事務手続について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

それでは、今後の手続について申し上げます。本日答申を頂きましたので、本日から答申内容を公示いたしまして、異議申出の受付を行います。締切りは8月25日木曜日となります。異議申出がなされた場合は、8月26日金曜日午前10時から開催を予定しております第4回の本審議会において異議の取扱いについて審議をしていただきます。審議の結果、異議を認めずに答申のとおりという結論となった場合には9月6日に官報公示を行いまして、10月6日から発効となります。異議の申出がなかった場合でありましても9月6日に官報公示を行い、10月6日に発効という手続になります。以上です。

会 長

ただ今の説明についてご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では続いて、議事の(2)特定最賃の改正決定の必要性についてに入ります。これにつきまして労働局長から諮問を受けることになっております。これより諮問文の受け渡しを行いますので、報道機関の皆様には撮影を許可いたします。事務局から各委員に諮問文の写しを配付いただきたいと思います。それでは、諮問文の読み上げをお願いいたします。

労働局長

山形地方最低賃金審議会会長村山永殿、山形労働局長小森則行。山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問。山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問。山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問。山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問。以上四つの産業につきまして、改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求め、諮問いたします。

よろしくお願ひいたします。

会 長

必要性の諮問理由についての説明をお願いいたします。

労働基準部長

特定最低賃金の改正決定の必要性につきまして諮問理由をご説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。本年7月25日及び8月5日に、現行の四つの特定最低賃金に係る産業であります、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、自動車整備業の各関係労働組合の代表から、特定最低賃金の改正決定を求める申出がございました。山形労働局におきましてその内容を審査しましたところ、資料1-1にありますとおり、適用労働者に対する申出合意労働者の割合が概ね3分の1以上であり、申出に必要な条件を満たしていると認められることから、本日、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、山形地方最低賃金審議会の意見を求める旨の諮問をさせていただくということになったものでございます。どうかご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

ただ今の諮問理由の説明につきまして、ご質問等がありましたらお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これから必要性の審議に入ります。必要性の審議は今回と次回第4回本審議会の2回にわたって行ひます。まず、労働者側から申出に係る説明とご意見を伺ひたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

小川委員

特定最低賃金につきましては、当該産業における労働条件の向上、より高いレベルでの公正競争を確保すること、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役目を果たしております。特定最低賃金の有用性を再認識して、当該産業労働者のイニシアチブの發揮により、審議会で議論を尽くしていきたいと考えております。申出を行った資料のとおり、適用労働者数の3分の1を超える内容をもって申請を行ひました。基幹的な労働者の申出ということで理解していただければと思ひます。資料の2として特定最低賃金の疎明資料を付けさせていただきました。当該四業種の賃金について調べた結果を記載したものです。どの産業も標準給与額を年齢別・規模別に分けておきまして、概ね16万円以上の初任給になっております。その部分を踏まえて当該産業の最低賃金についてもそれに見合った金額にしていくべきと考えております。また、どの産業も人手不足感が非常に深刻だなど感じております。特に、電子部品・デバイスでは、10人から99人までの小さい事業所では若い方を採用できないという問題があつて、その代わりに69歳までの賃金までしっかり設定されています。若い方が採れない分、一旦退職された方にも協力いただいているという内容になっております。自動車・同附属品製造業では70歳以降の賃金まで設定されており、この点からも人手不足感が非常に深刻化していることがうかがえます。自動車整備業においても、どの規模でも70歳以降の賃金までしっかり担保されており、人手不足に対応した賃金の実態になっていると感じております。どの産業も課題は非常に深刻化しておりますので、それぞれの産業でしっかり地域別最低賃金に対する優位性を持った金額を担保して人材を集めることができるかということが課題だと考えております。そのことを中心に議論したいと思ひます。当該

労使のイニシアチブを発揮して、それぞれの課題に対応していただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

会 長

では、続いて使用者側からご意見をお願いいたします。

丹 委 員

本日、地域最低賃金が答申されたばかりという状況がありますので、申出については承っておきます。

会 長

ほかの各側委員からご意見があれば承りますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、本日はこれにて終了したいと思います。次回も引き続き改正の必要性の審議を行います。次回の日程等について事務局から説明してください。

賃金室長

次回の第4回本審議会は、8月26日金曜日午前10時からこの会場で行います。異議の申出があった場合には、まず、その異議についての審議をしていただきまして、次に特定最賃の必要性の審議を引き続きお願いしたいと思っております。

会 長

次回、第4回の本審議会は、本日答申しました地域別最低賃金に対して異議の申出があった場合の異議審と、本日から議論に入りました特定最低賃金の必要性の審議の二つを行う予定となります。これらの審議については原則どおり公開としたいと考えておりますが、特段の意見はございますでしょうか。ご意見がないようですので、次回の第4回の本審議会は公開といたします。本日予定していた議事はこれで終了となりますが、この場で何かご発言等ございますでしょうか。それでは、これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。